

道路特定財源の暫定税率の維持と道路財源の確保を求める意見書

和歌山県は、国土軸から離れ半島に位置し、移動手段を自動車に大きく依存しているにもかかわらず、国道・県道の道路改良率が全国ワースト2位であるなど道路整備が著しく立ち遅れている。

このため、紀伊半島を一周する高速道路を初めとした道路ネットワークの整備は、医療や教育機会といった人が暮らすための平等な権利の保障や、企業立地や観光振興などの経済活動の基本的な機会の保障などの観点、さらに「東南海・南海地震」への備えなどから必要不可欠であり、県民が長年にわたり熱望しているところである。

先般、「道路の中期計画（素案）」が公表され、今後10年間に取り組む政策課題と整備目標・重点方針及び計画の達成に必要な事業量が示されたところであるが、この計画を確実に実行し、地方に真に必要な道路整備を計画的に進めるためには道路財源の安定的な確保が必要である。

このような中、道路特定財源の一般財源化だけでなく、関係諸税の暫定税率を廃止するといった議論がなされているが、仮に現行の暫定税率が廃止された場合、国・地方合わせて総額約2.7兆円の減収、試算では本県としても県・市町村合わせて約170億円の減収となり、新たな道路整備だけでなく、老朽化する橋梁等の維持更新すらできない、あるいは、県財政へも重大な影響を与えるかねないなど、本県にとって死活的な問題となる。

については、このような状況を踏まえ、政府・国会は次の事項について留意されることを強く要望する。

記

1 租税特別措置法等の改正手続きを年度内に確実に行うことにより、道路特定財源に関する関係諸税の暫定税率を10年間延長すること。

2 遅れている地方の道路整備と計画的修繕・更新を地方公共団体が主体的に行うため、地方道路整備臨時交付金制度を継続し、拡充すること。

3 道路特定財源は、受益者負担という趣旨に反することなく、必要な道路整備及び維持管理のための財源として確保すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

和歌山県議会議長 中村 裕一

(意見書提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

国土交通大臣

行政改革担当大臣

経済財政政策担当大臣